

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年7月4日

金曜日

第5396号

目次

告 示

○道路の供用開始	1
○指定居宅サービス事業者の指定	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	
○指定居宅サービス事業者の廃止の届出	3
○保安林の指定予定	

公 告

○随意契約の相手方等の公示	4
○農地を利用する権利の設定の裁定申請	5
○大規模小売店舗立地法による意見書の概要	7
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	

告 示

富山県告示第300号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月4日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 入善朝日線	下新川郡入善町春日 438番 1 から 下新川郡入善町藤原35番まで	令和7年7月4日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第301号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1670600566	
指定年月日	令和7年7月1日	
申 請 者	名称	株式会社北陸ケアサポート
事 業 所	所在地	滑川市菰原65-1
	名称	株式会社北陸ケアサポート
サービスの種類	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	

事業所番号	1670900669	
指定年月日	令和7年7月1日	
申 請 者	名称	医療法人社団啓愛会
事 業 所	所在地	小矢部市島 383-7
	名称	ゆうゆうヘルパーステーション
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第302号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1670600566	
指定年月日	令和7年7月1日	
申 請 者	名称	株式会社北陸ケアサポート
事 業 所	所在地	滑川市菰原65-1
	名称	株式会社北陸ケアサポート
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	

富山県告示第303号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		株式会社アピアウエルネス
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	フィットリハ・たてやま
	所在地	中新川郡立山町前沢1880番地
	介護保険事業所番号	1671600763
廃止の届出を受理した年月日		令和7年6月16日

富山県告示第304号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡立山町谷口字矢知割33の1、34の2、69の3、70の3、富山市
中滝字前平貝ズル山割32の1、33、36

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに立山町役場及び富
山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政
令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関す
る規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規
定により次のとおり公示する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

人工呼吸器15式の納入及び保守点検業務

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年6月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ハイメック 富山市天正寺384番地2

5 随意契約に係る契約金額

119,212,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
射水市作道669番1	田	1,744m ²

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
射水市作道669番 1	令和 7 年12月31日	5 年	25, 375円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月18日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

令和 7 年 2 月 21 日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 4 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アイタウン魚津 魚津市相木字池田 1064 番 1 他

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル**3 市町村の区域内に居住する者等の意見の概要**

周辺交通への影響に関すること

4 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課**5 縦覧期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 8 月 4 日まで****大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 4 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ジョーシン高岡店 高岡市新成町 1 番 12 号

2 店舗を設置する者 株式会社広和**3 変更事項****(1) 大規模小売店舗の名称**

(変更前) ジョーシン Pit ONE 高岡店

(変更後) ジョーシン高岡店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社広和 代表取締役 鍋嶋哲也 高岡市向野町 6 丁目 26 番 1

(変更後) 株式会社広和 代表取締役 鍋嶋ゆうこ 高岡市向野町 6 丁目 26 番 1

(3) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三共ジョーシン株式会社 代表取締役 中川一摩 富山市上富居 28-23

(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号

4 変更の日 (1) 令和 6 年 10 月 22 日 (2) 令和 6 年 10 月 22 日 (3) 平成 29 年 2 月 1 日

5 変更の理由 (1) 店舗の名称を変更したため (2) 大規模小売店舗設置者の代表者に変更があったため (3) 小売業者に変更があったため

6 届出の日 令和 7 年 6 月 25 日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 11 月 4 日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 4 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

高岡蓮花寺モール 高岡市蓮花寺 207番 1 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社広和

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）高岡蓮花寺モール

（変更後）高岡蓮花寺モール

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社広和 代表取締役 鍋嶋範和 高岡市向野町 6 丁目 26 番 1

（変更後）株式会社広和 代表取締役 鍋嶋ゆうこ 高岡市向野町 6 丁目 26 番
1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山中庸隆 大阪府大阪市浪速区日本橋西 1 丁目 6 - 5 ほか 2

（変更後）上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 ほか 2

4 変更の日 （1）令和 6 年 10 月 22 日 （2）令和 6 年 10 月 22 日 （3）平成 29 年 2 月 1 日 ほか

5 変更の理由 （1）店舗の名称を変更したため （2）大規模小売店舗設置者の代表者に変更があったため （3）小売業者の変更があったため

- 6 届出の日 令和7年6月25日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和7年7月4日から令和7年11月4日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

黒部ショッピングタウン 黒部市植木 773番1 外9筆

2 店舗を設置する者 K D L黒部株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）K D L黒部株式会社 代表取締役 鍋嶋範和 高岡市向野町6丁目
26番1

(変更後) K D L 黒部株式会社 代表取締役 鍋嶋ゆうこ 高岡市向野町6丁目26番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 道法一雅 福井県福井市新保北1丁目601番地 ほか2

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号 ほか2

4 変更の日 (1) 令和6年10月22日 (2) 令和7年4月1日他

5 変更の理由 (1) 大規模小売店舗設置者の代表者に変更があったため (2) 小売業者に変更があったため

6 届出の日 令和7年6月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年7月4日から令和7年11月4日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

令和7年7月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

射水鷺塚ショッピングセンター 射水市鷺塚72番1 外4筆

2 店舗を設置する者 K S I プランニング株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) K S I プランニング株式会社 代表取締役 鍋嶋範和 高岡市向野町6丁目26番1

(変更後) K S I プランニング株式会社 代表取締役 鍋嶋ゆうこ 高岡市向野町6丁目26番1

4 変更の日 令和6年10月22日

5 変更の理由 大規模小売店舗設置者の代表者に変更があったため

6 届出の日 令和7年6月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年7月4日から令和7年11月4日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由